

議 事 日 程 (1)

平成20年6月9日 午前10時00分開会

- 日程第1 会期の決定について
- 第2 会議録署名議員の指名について
 - 第3 町長提出議案 芦屋町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について
第44号
 - 第4 町長提出議案 芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
第45号
 - 第5 町長提出議案 芦屋町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
第46号
 - 第6 町長提出議案 芦屋町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
第47号
 - 第7 町長提出議案 芦屋町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
第48号
 - 第8 町長提出議案 芦屋町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正す
る条例の制定について
第49号
 - 第9 町長提出議案 芦屋町地域公共交通会議設置条例の制定について
第50号
 - 第10 町長提出議案 平成20年度芦屋町一般会計補正予算(第1号)について
第51号
 - 第11 町長提出議案 平成20年度芦屋町老人保健特別会計補正予算(第1号)につ
いて
第52号
 - 第12 町長提出議案 平成20年度芦屋町給食センター特別会計補正予算(第1号)
について
第53号
 - 第13 町長提出議案 モーターボート競走用モーター購入契約の締結について
第54号
 - 第14 町長提出議案 専決処分事項の承認について
第55号
 - 第15 町長提出議案 専決処分事項の承認について
第56号
 - 第16 町長提出議案 専決処分事項の承認について
第57号
 - 第17 町長提出議案 専決処分事項の承認について
第58号

- 第18 町長提出議案 専決処分事項の承認について
第59号
- 第19 町長提出議案 専決処分事項の承認について
第60号
- 第20 報 告 専決処分事項の報告について
第2号
- 第21 報 告 専決処分事項の報告について
第3号
-

【 出席議員 】 (13名)

- 1番 辻本 一夫 2番 貝掛 俊之 3番 田島 憲道 4番 小田 武人
5番 岡 夏子 6番 今井 保利 7番 川上 誠一 8番 松上 宏幸
9番 本田 哲也 10番 益田美恵子 11番 中西 定美 12番 室原 健剛
13番 横尾 武志
-

【 欠席議員 】 (なし)

【 欠員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 磨田 育生 書記 古野 嘉子

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	安高直彦	会計管理者	野口浩俊
教育長	中島幸男	総務課長	占部義和	企画課長	鶴原洋一
財政課長	鶴原光芳	建設課長	三友伸一	産業観光課長	内海猛年
税務課長	守田俊次	健康対策課長	小野義之	住民課長	入江明德
環境福祉課長	嵐 保徳	学務課長	富永秋則	社会教育課長	本田幸代
病院事務長	小池健二	競艇施設課長	中西 学		

午前10時00分開会

○議長 横尾 武志君

それでは、会議に入る前に、夏期期間中の服装ということで、本年も申し合わせのとおり、本会議にあっては随時上着をとられても構いませんし、また、委員会にあってはノーネクタイでまいるかと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

ただいま出席議員は13名で、会議は成立をいたします。よって、ただいまから平成20年芦屋町議会第2回定例会を開会いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従って会議を進めてまいります。

日程第1. 会期の決定について

○議長 横尾 武志君

まず、日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、6月9日から19日までの11日間といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長 横尾 武志君

次に、日程第2、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第110条の規定により、6番、今井議員と、7番、川上議員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第3、議案第44号から日程第19、議案第60号までの各議案及び日程第20、報告第2号から日程第21、報告第3号までについては、この際一括議題として上程し、局長に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

局長に議案の朗読を命じます。局長。

[朗 読]

○議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

おはようございます。

本日、ここに平成20年芦屋町議会第2回定例会を招集しましたところ、議員各位には、ご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、提案理由の説明の前に、一言述べさせていただきたいと思っておりますが、去る6月1日、前本町町議会議員、小野重吉様をご逝去されましたが、皆様ご存じのとおり、10期40年間、議会人として本町の発展に寄与されており、そのご功績に対し敬意を表しますとともに、心から謹んでご冥福をお祈りいたします。

それでは、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第44号の芦屋町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政改革大綱の重点推進項目であります、行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織に改めるため、改正するものでございます。

議案第45号の芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、3月議会におきまして国民健康保険税条例の一部改正を行いました。その後減額及び減免事項について法改正がなされたため、改正するものでございます。

議案第46号の芦屋町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第47号の芦屋町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定、及び議案第48号の芦屋町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、福岡県公費医療費支給制度の改正に伴いまして改正するものでございます。なお、乳幼児医療費につきましては、本町独自の子育て支援策といたしまして、3歳以上の通院、入院の自己負担分も、所得制限を設けることなく、全額無料化することといたしております。

議案第49号の芦屋町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例の制定につきましては、芦屋町行財政改革の趣旨を踏まえ、選挙による農業委員会の委員の定数を10名から9名に改正するものでございます。

議案第50号の芦屋町地域公共交通会議設置条例の制定につきましては、現在運航しております「芦屋タウンバス」の登録更新を本年9月に控え、その手続上、道路運送法の改正により、

「地域公共交通会議」の設置が義務つけられたため、新たに条例を制定するものでございます。

議案第51号の平成20年度芦屋町一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ9,800万円増額補正するもので、歳入といたしましては町民会館・中央公民館改修事業のための実施設計及び芦屋東・山鹿、両公民館の空調設備改修を行うための過疎債の増額、財政調整基金からの繰入等が主なものでございます。歳出といたしましては、庁舎改修工事に関連します外構工事費、県の公費医療制度改正に伴います事務経費や町民会館・中央公民館改修事業のための実施設計委託費、芦屋東・山鹿、両公民館の空調設備取りかえ工事費等が主なものでございます。

議案第52号の平成20年度芦屋町老人保健特別会計補正予算（第1号）につきましては、職員の退職により歳入につきましては一般会計繰入金を減額し、歳出につきましては人件費を減額し、派遣職員の委託料を計上しております。

議案第53号の平成20年度芦屋町給食センター特別会計補正予算（第1号）につきましては、学校給食の仕入れ食材費の値上げにより、歳入の給食費収入と歳出の賄い材料費を増額するものでございます。

議案第54号のモーターボート競走用モーター購入契約の締結につきましては、現在使用しておりますモーターが今年の7月で登録抹消となりますので、新たに60機購入するものでございます。

議案第55号から第58号までの専決処分事項の承認につきましては、いずれも、平成19年度予算の補正を行ったものでございまして、一般会計、老人保健特別会計、病院事業特別会計の職員の早期退職に伴い、退職手当を計上するとともに、その財源として職員退職基金を取り崩し、一般会計から、両特別会計へ繰り出したものでございます。

議案第59号の専決処分事項の承認につきましては、特定世帯関連の法改正がおくれたため、国民健康保険税条例の施行期日の改正を行ったものでございます。

議案第60号の専決処分事項の承認につきましては、地方税法の一部改正に伴い、芦屋町税条例の一部を改正したものでございます。

次に、報告案件でございます。

報告第2号の専決処分事項の報告につきましては、町営住宅使用料の滞納者に対し訴訟による建物明け渡し等の請求を行ったものでございます。

報告第3号の専決処分事項の報告につきましては、庁舎改修本体工事（建築）の工事内容の変更に伴い、契約変更を行ったものでございます。

以上、簡単であります但提案理由のご説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折にご説明いたしますので、よろしくご審議くださいますよ

うお願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で、町長の提案理由説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第3、議案第44号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第44号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第4、議案第45号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案45号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第5、議案第46号についての質疑を許します。益田議員。

○議員 10番 益田美恵子君

議案第46号についてお尋ねいたします。

芦屋町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正ですが、乳幼児医療費との関係は、この場合においてどうなるのか。

それから、第2条第5号のところに、ひとり暮らしの寡婦っていうのがございますが、これが2年後には廃止されると伺っておりますし、その2年間の経過措置が9ページの方になる述べてありますけれども、これをちょっとわかりやすくご説明をお願いしたいと、いただきたいと思っております。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 入江 明德君

このひとり暮らしの寡婦につきましては、全国的に見てもひとり暮らしを助成する県は福岡県を除いて4県しかありません。その中でも、福岡県と同様に結婚後、母子家庭でひとり暮らしとなった40歳以上の方につきましては、福岡県以外に福井県しかありません。こういう、また福岡県におきましても糟屋郡と糸島郡の9町は助成を実施しておりません。こういうことから、ひとり暮らしの寡婦の助成を廃止し、乳幼児医療の拡大の財源に充てるということに県の方針もなってますんで、ただ急激な負担の増加に配慮し、22年7月まで経過措置を設けています。

それから、2番目の質問なんですが、これは1年目につきましては、20年の10月から21年の7月までは1割相当の定額です。3割なんですが、1年間は1割負担で、通院について

は1,000円、入院につきましては月に最高が1万2,000円の上限を組んでると、2年目に
つきましてが、通院が2,000円、月ですね、それから1医療機関の入院については2万
4,000円という形で3年目に一般の方と同じに戻すというような考え方でやっていく予定で
す。

以上です。

○議長 横尾 武志君

よろしいですか。

○議員 10番 益田美恵子君

はい。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

それでは、46号、母子家庭医療費の支給に関する条例について、ひとり暮らしの寡婦に関す
る助成を2010年8月までに段階的に廃止するというふうに、こういった内容であります
が、芦屋町にこういった対象者、寡婦の対象者がこういった方が何人おられるのかと。

それと、こういった方々の負担の年間幾らになるのか、そういったところがわかりましたら教
えてください。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 入江 明德君

まず、19年度現在で、寡婦の方が138名おられます。そして、大体1人当たりの平均とし
ますと、年間3万9,870円です。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

138名ということのでかなりの方がおられるということで、福岡県自体が廃止するという中で、
大体福岡県で約2万人の方がおられるということでございます。県の方に問い合わせますと、こ
の年間負担額というのは大体1人平均12万4,000円というような回答があったんですけど、
まあそれはそれでいいですけど、相当の負担が生まれてくるということです。

そういった点で、こういった母子家庭医療費の支給を、改正していく見直していく、こういっ
た理由はこういった点から県はしたんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 入江 明德君

今、先ほど申しましたようにこれは全国的に見てもまれな制度ということと、もう一つ、この中で結婚されてた方には該当するんですけど、ずっと独身の方にはですね、この寡婦の制度は適用されませんでした。そういう矛盾点はあるということでこの分については廃止するということです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

今度の改正によって県は財政が厳しい中で、現行制度で毎年3億円負担がふえていると、こういった点から、そういった財政を削減するという、そういったことを第一目標としてやっておられるんです。母子家庭のこういった対象の助成の中から、子育て保全の社会をつくるということ、福岡県も芦屋町も要望はしてるわけなんですけど、女手一つで人並み以上の苦勞で育て上げたから、子育てが終われば用はなくなる、こういったことだという、そういった声も届いています。県単独公費医療制度は健康の保持と生活の安定を図るための制度、こういったものが目的でつくられておるんです。それでは、こういった生活の安定が図られて、完了したのか、だからやめるというのならわかりますけど、そういったことが何も変わらない中でこれを一方的に廃止ということは私はやはりこれはやっぱり問題があると思います。やはり、さらなる自己負担の導入の中で最も弱者とされる障がい者また母子家庭、こういったところに負担を強るといふ、そういったことはやっぱり今の社会では、到底容認することができない問題です。そういった点では、委員会では十分なご審議をよろしく願いいたします。

○議長 横尾 武志君

ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第46号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第6、議案第47号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第47号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第7、議案第48号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第48号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第8、議案第49号についての質疑を許します。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 8番 松上 宏幸君

行財政改革ということで、農業委員を1人削減という形で提案されておりますけども、どうい
うねらいがあるんでしょうか。まず1点お伺いします。

○議長 横尾 武志君

産業観光課長。

○産業観光課長 内海 猛年君

今回、定数を、一般選挙による定数10名から9名という背景に国の農業委員会等に関する法律の中で16年の11月に法改正がされております。でその改正前の条文につきましては、10人以上40名以下というふうに上限、下限とがございました。16年11月の法改正により農業委員会のスリム化を図ろうという国の方針に沿いまして下限の10名が撤廃されております。その中で、それぞれの他町村も追随した中で、ちなみに中間市が今年の3月の定例会で1名減。それから岡垣が法改正に伴って17年の3月から1名減をしております。そして現在13名ですから、それから、遠賀、水巻、芦屋、これにつきましては大体6月定例で出そうということで郡内足並を揃えた中で今回20年の7月の19日が現在の農業委員さんの任期でございます。それで20年の7月20日からまた3年間、任期切れに伴いまして条例を改正し、1名減していく、できるだけスリム化を図っていきたいということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 8番 松上 宏幸君

今の法律改正11年と言われましたか。（「16年です」と呼ぶ者あり）16年。今は20年ですね。もう4年たってますね。16年のころの農業、食糧事情と今の食糧事情を考えると世界的に食糧不足等、それぞれにとって、農業の自給率向上ということを強く叫ばれとる中で、この委員会の委員を減らしてまでもスリム化図る必要があるのかどうか。あるいは逆にむしろ農業委員なりそういう人たちの委員会を自律をさせて芦屋町の農業あるいは、日本の農業の充実を図る

ということが極めて重大な問題でないかと私はこのように考えるんですけどもいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

産業観光課長。

○産業観光課長 内海 猛年君

農業委員会の委員の方々の役割っていうのは非常に重要であろうかと思っております。基本的には農業委員会の方々は、優良農地の確保と、それからその有効利用、そして認定の農業者といえますか、これから将来を担う若者、大規模農業経営をするというような認定農業者の育成を図ると、それから農業経費への支援、そして情報提供というような、地域根ざした農業経営を目指すといえますか、援助するというのは建前でございます。それで現在、農業政策大変厳しい状況でございますが、できるだけ農業委員会の方々が、地域にいろんな情報を発信しながら育成を図るということの中ではこの定数を削減したからといって、芦屋町も農業行政がそう落ちるものとは思っておりません。ちなみに、芦屋町の農地面積、農家数をちょっとお聞かせいたします。

芦屋町では、農家戸数は79、農地面積が1万1,215アール岡垣町では農家数475、農地面積が6万77アール、遠賀町では農家数が369という農地面積が6万2,291アール、水巻町では、161件、1万1,120アールというようなことで、芦屋町が一番この中でも、農家数が少ないと、農業委員の定数につきましては郡内と全く同じ状況でございますし、よその市町村から比べれば手厚い農業行政をさせていただいていると確信いたしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 8番 松上 宏幸君

極めて重要な役割を持っておられる農業委員さんでございますので、定員を減されるということについてはまた私もどうとは言いませんけども、やはり農業の自立を図ると自給率を上げるとそういう意味で農業委員さんにしっかり頑張ってくださいよう要望しております。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

同じく49号について質問いたします。

今、課長の方から芦屋町の従事農家の現状と周辺の状況を教えていただいたんですが、これは10名から9名になるということで、人数の削減による危惧が今、松上議員がおっしゃったようなそういうことで私も危惧はしていましたが、それ以上にこの一般選挙っていうのが、まあ、議会の場合でしたら担当の所管ですすね、議員さんの中から選ばれてますけれども、一般選挙がど

ういうものかということと、今度は7月に向けてこの条例が改正されると、すぐ選挙に入ると思いますが、少なくとも今、19年度あるいは過去においてこの中に女性農業委員さんがいらっ
しゃったかどうか、そのことと、この農業委員の女性委員の登用ということを芦屋町はどのよう
に考えていらっしゃるのかその2点をお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 入江 明德君

農業委員会の選挙につきまして7月3日投票ということになっております。国が7月1日、そ
して投票が7月3日ということになっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

産業観光課長。

○産業観光課長 内海 猛年君

今、農業員会の女性登用ということで、これは国の方です、進めております。芦屋町の場合の農業委員会の選挙につきましては、過去に選挙をした経緯はございません。それで、どんな形で選挙の方に声をかけるかといいますと、芦屋町には7つの生産組合がございます。生産組合のそれぞれの中で一応話をさせていただいて、私の方といたしましては、今度、進めます先ほども言われましたように、女性の登用、それから認定農業者、これからの若者といいますか、そういうような方々を農業委員会に入れなさいという主旨がございます。当町といたしましても、生産組合の方々に、農業委員会の選挙のお願いをする折にそのように一言申し上げていきたいと思っております。あと、選挙母体がそれぞれの農家でございますので、私の方から強制というぐあいにはいきませんが、一応、できるだけ女性の方々の登用というお願いはしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

選挙の方法について7つの生産組合ということはそこから1名ずつ互選というか選挙をして、まあ、選挙というよりも、選出していただくというのが実態だということで、これまで10人だったということでは、私もこの条例の中身をよく見ておけばよかったですけど、議会からお一人、そして、その生産組合の方から7名だったわけですね、それ以外に過去の10名の構成のメンバーを教えてくださいたいのと、私がこの女性登用のことを言ったのは、芦屋町も昨年度、男

女共同参画推進計画ですね、そちらの方の策定も済んだということでは、特に農業現場の中で、農協とか、農業婦人部という組織もあることはあると思いますけれども、県の方も各市町村にこの農業委員の女性登用というのを毎年啓発をしてるというふうに私も聞いております。ぜひ、女性登用に関しては地域の自主的な選挙にゆだねられているとはいえですね、この状況を踏まえて、ましてや芦屋町でもこういう計画もできたということでは積極的に女性の登用を地域にお願いしていただきたい。

あと、今さっき言ったこの10人の構成メンバーを教えてください。

○議長 横尾 武志君

産業観光課長。

○産業観光課長 内海 猛年君

農業委員の選挙母体といたしますか。農業委員は一般選挙による方と、それから選任といたしますか、それぞれの団体から推薦していただく方がおられます。まず、一般選挙によります議員さんは10名です。現在は、そしてこれは農家の方々。一つの条件がございまして、農家経営で、10アール以上の農業を営んでいる。そして、1年間の労働日数が60日以上ある方が選挙人といえますか、被選挙人になります。

それと選任によります方につきましては、3名ございます。まず、議会推薦が2名、そして、農業協同組合といたしますか、事務局これから1名ということで、合わせますと、現在、芦屋町の農業委員数が13名になっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

よろしいですか。

○議員 5番 岡 夏子君

はい。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

ないようですから、議案第49号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第9、議案第50号についての質疑を許します。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

50号については、タウンバスの運行についての交通会議設置条例ということになるかと思っておりますけれども、この組織の中に3条に、10名以内で組織し、以下における団体の代表という

ことでは、8団体しか書いてないんですけれども、もちろん10名以内ですから、8団体でも可能だと思いますが、この中で2番、3番、一般的に私どもが理解しにくい、どういう団体のことをいうのか説明をいただきたいのが、一般乗用旅客自動車運送事業者とかですね、乗り合いですね、乗り合いとか同業とかいう、こういうのが一般的にいうどういう団体かということと、一番最後の8項目めの、一般旅客自動車運送業者の事業用自動車の運転者が組織する団体、こういうちょっと平易な団体名を教えてくださいというのと、あと、この組織とは別個に7条に幹事会というのが設置されるようになってるんですけど、これに関しては何名、この団体からということにはなってますが、単純に8名になるのか、そこら辺はそれ以外なのか、その人数あたりがよくわからないんですが、その2点をお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

環境福祉課長。

○環境福祉課長 嵐 保徳君

それでは、3条の2項と3項の、わかりやすく……、それと、すみません。最後の8番目でございますけど、これにつきましては、今のところ構成は9名で予定しております。この1番、芦屋町の中に一応2名、その他7名で9名で構成するという話。

2項目の分につきましては、これ、バス事業者ということでございまして、具体的には、北九州市の交通局。

それから、3点目のこれにつきましては、タクシーの業者さんということでございます。4、5につきましては、それぞれのバスとタクシーの県の協会から出てきていただく。

最後の一般旅客、ちょっとなかなかわかりにくいわけございますが、これ、福岡県の交通運輸産業労働組合協議会ということで、要するにそういうバスの事業者の労働組合の方の代表から出てきていただくということで考えております。これにつきましては、運輸局とのこういう形の中に、ひな形ございまして、利害関係者をきちんと入れてくださいということでございます。

それと、7点目の幹事会でございます。これは、先ほど言いました交通会議の下部組織と申しますか、自治体にいろんな意見を述べる場ということで、これにつきましては、別に幹事会がございまして、この幹事会は一応10名で構成しております。ただ、この幹事会につきましては、さきの公共交通会議のメンバーと違ひまして、すべて町内の方で構成しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

そうしますと、幹事会の7条の第2項ですかね。幹事会は第3条の第1号に掲げる団体の代表

者がということでは、芦屋町のことを指して、そして、それが一応10名ということを考えているということでしたが、この10名というのは、ここに明文化されないのはどうしてなのかということをお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

環境福祉課長。

○環境福祉課長 嵐 保徳君

この幹事会につきましては、本来この考究、新たな条例の中で幹事会を設置しなさいということでございます。ただ、これにつきましては、芦屋町がタウンバスを導入のときに、バス交通推進協議会という組織をもう既につくっておりました。その組織をもって今ここで充てるということと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

最後です。今おっしゃいました3年前のですね、バス事業が、推進協議会、これはこの3年前は休眠状態だったのでしょうか。何かこの間に協議なり会議なりをされてきたのでしょうか。

それと、今おっしゃいましたけれども、確認ですが、その当時つくられてたメンバー構成をそのまま幹事会のメンバーにしたいというふうに考えてるという認識でよろしいのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

環境福祉課長。

○環境福祉課長 嵐 保徳君

この協議会は、西鉄バスの撤退によりまして公共、その代替えをどうするかということにできた協議会でございます。したがって、そのときに今のような形になるための協議会を開いておりますので、その後につきましては、そういう新たなことということはございませんでした。メンバーにつきましてはいろんな関係団体の方に代表で今まで出てきていただいておりますので、代表の方が替われば、それはかえることもあり得るというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第50号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第10、議案第51号についての質疑を許します。今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

この51号につきましては、委員会、両方委員会にまたがっておりますので若干、私の関係の委員会にかからないように質問しようと思っておりますけども、その分はご容赦ください。

まず、この一般会計補正予算（第1号）の3ページに第2表債務負担行為ということで中央公民館の耐震補強工事の実施設計委託ということで622万5,000円が平成21年度で債務負担を起こすということで上がっておりますけども、当20年度始まったばかりでこの仕事の発注をするから債務負担行為が発生しますよということだと思っておりますが、どうしてこのような先行して発注する必要があるのか、また、費用発生がこのようにおくれる、来年度になるというのはどうしてなのか。ここについての詳しいご説明ができればと思います。

○議長 横尾 武志君

建設課長。

○建設課長 三友 伸一君

今の債務負担行為の件でございますけども、計画の中で中央公民館、ページとしましては13ページにもう1点中央公民館耐震工事实施設計委託というものが上がっております。これは年度内に一応終わると、改修工事についての設計を終わると。債務負担行為についてのこの後については、一応、耐震診断を現状、2次診断をしておりましたけれども、中央公民館については耐震改修が必要だということになっております。そういうことで、2次診断と、それと耐震の補強設計、これを先ほどの中央公民館2次設計と、別個の中であわせ持って並行した形でやっていると。ただこの公民館の耐震補強工事の実施設計、2次診断と耐震補強という内容につきましては、期間的に約1年かかる。特に2次診断になる時点で評価書の取得が必要となる。これがいろいろ調査しましたら1年かかるんですが、こういう中で平成20年、21年度ということで、債務負担行為という形で優先措置がされておるということでございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

委員会の中で詳しく聞きます。建設課長がお考えになりましたが、私の方の委員会ですので、いずれにしてもほかのものは2番目の4ページを見ますとここでも中央公民館の改修で二重発生していて、今年の分にあつたんですけども若干、その辺は、委員会でお聞きしたいと思います。

それから、今4ページの中で追加で地方債の補正ということで1,100万と1,960万、中央公民館、町民会館が出ておりますけども、これは上限で借り入れられるということで3%以内の

利率でということが出ておりますけども、これ設計全体の費用が設計にかかわる費用がこれ全体じゃないと思うんですけど、全体の費用の一部を借り入れると思うんですけども、全体の費用としてはどのくらいになるのか、それとも認識がちょっと違って、これが全体の設計の費用なのか、その点をお聞きします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 鶴原 光芳君

国債につきましては、過疎債を当てるとということで、これにつきましては、100%起債という考え方でいっています。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

それじゃ、同じような質問です。100%で過疎債で充当できるということであれば、その下にですね、変更で過疎債でやはり借りてた公民館と山鹿公民館2つの。これについても100%じゃあやっておられたということだと思っておりますけども、この中で、約200万ずつぐらいの空調工事に伴う当初予算からの変更がありましたんですけど、この変更内容についての原因と理由をご説明お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

社会教育課長。

○社会教育課長 本田 幸代君

東公民館と、山鹿公民館の変更内容をご説明いたします。

両公民館ですね、開館後35年を経過し空調設備が老朽化しているってことで、当初予算20年度で取りかえの工事を予算計上させていただいておりました。その分、当初予算では実施計画を実施設計を計上しておりませんでしたけど、適切な工事を発注させるためには、実施設計が必要だということで本年度予備費をいただきまして実施設計をいたしました。その結果、どうしても当初予算におさまらなかつたので今回追加をお願いいたしました。

以上です。

○議員 6番 今井 保利君

質疑は、3回終わりましたか。

○議長 横尾 武志君

3回終わりました。

○議員 6番 今井 保利君

はい。わかりました。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。小田議員。

○議員 4番 小田 武人君

10ページの歳出の2款2項の9目、節で設計委託料、町民会館の改修工事を実施設計委託ということで計上されておりますが、この改修工事の内容とそれから工事の施工時期についてお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

社会教育課長。

○社会教育課長 本田 幸代君

町民会館の改修について、ポイント的に説明させていただきます。まず、町民会館自身が、今から約42年前、昭和41年に開館いたしまして大変古くなっております。それで、ポイント的にはホールの照明の改修、それから同じくホールの音響設備の改修、ホールに可動式いすを設置します。それから、2階のフロアの一部改修、エレベーターの設置を考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

工事時期の説明をお願いします。

○社会教育課長 本田 幸代君

失礼いたしました。工事時期に関しましては、来年度の7月を考えております。7月から1月ぐらいまでの工期を目指して考えております。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 4番 小田 武人君

開設以来41年間1967年にこの町民会館が開設されたと思うんですけれども、41年間を経過しておるということの中で、照明、それから音響設備、いろいろな説明がございましたけれども、この開設以来、先ほど説明がありました、可動式いすの設置、それからエレベーターの新設等につきましては、それぞれの時期に、住民の方々から、ぜひ設置をしてほしいという話が随分、これはもう開設当初からあった話だと思います。

ところがずっとお断りされてきて、この財政事情の厳しい今日ですね、なぜ今時期なのかというその理由をちょっと説明をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

その件につきまして、私の方から回答させていただきたいと思います。先ほど来過疎債の件が出ておりますが、過疎債は平成21年度をもって終わりになります。その件が一つ、過疎債を有効利用するということがまず1点ある。

それと、なぜ今この時期かと申しますと、可動式にするまで、いろんな論議がございます。可動式にいたしますと、約300人近くの人員しか収容できない。難点があるということですが、一時は断念するような形になっておりましたが、これ、関連しますが、夢リアに利用についていろいろ協議いたしました結果、夢リアを有効利用しようということで、夢リアを、いわゆる大ホール、それから町民会館のホールを小ホールという位置づけにいたしまして、町民の方に使っていただくということでございます。

文化協会の方がこの従来より熱望されておったわけでございますが、文化協会の方とも十分、主幹で協議させていただいておるわけでございます。基金につきましても文化会館のいわゆる改修ということで、長年ずっと基金を積み立てておったわけでございますが、やはりこの財政が厳しく、今、この過疎債のあるうちに、十分ではないにしろ、皆さん方の要望におこたえすべきではないかということで、いすは300席程度になりますが、可動式に。いわゆる可動式いすの設置というふうな決断になりました。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 4番 小田 武人君

今、町長の方から、るる利用説明いただきましたけど、まあ、財源については過疎債を利用するということがございますが、この可動式いすについては今のパイプいすですと、公称500席と言われております。それが、町長は300席前後と言われましたけど、これを見ますと288席ということで現在収容の約半分強しかございません。そうなったときに、じゃ大規模の集会を行うときにどこですのかなという問題があると思います。それについては夢リアを有効に活用したいということで、夢リアを大ホール、町民会館を小ホールというような使い分けをしたいということでございますが、夢リアについてはあんな立派な施設でありながら利用頻度が非常に少ない、開催中でも現在閉じてあるような状況、これはまたいろいろ景気の問題があるのでそういう状況であろうと思いますけども、いかにこれを有効活用するかそこら辺は開催日数との問題もあろうと思いますけども、いずれにいたしましても、住民の皆様方が、この施設を有効に利用していけるような方策をぜひ考えていただきたいと思います。

終わります。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

先ほどの、町民会館の改修費用や中央公民館の改修事業についてですけど、当然、町民会館の改修をして、客席の充実とかエレベーターつけるとか、そういった部分も住民から出てきている要求ですし、また、中央公民館の図書館の拡張とか、そういった部分も住民の文化の向上とかそういった点から見て大変結構なことですし、ぜひ推進していただきたいという気持ちはあります。

ただ、問題は、今、耐震診断が行われてますね、それで恐らくもう結果も出てきてくると思いますが、やはり結果次第では小中学校や公営住宅の耐震改修、そういった部分が当然早急に必要になってくる問題というのがあると思います。しかし、財政的に見れば今、芦屋町厳しい状況の中で行財政改革プランも行ってる中、特に大型公共事業については、一定の制限を設けて計画的にやっていくというそういったプランも立ってます。そのプランとか、そういった部分を勘案して今の財政計画、そういった部分から見てこういった町民会館の改修とか、また、公民館の図書館の拡張、そういった部分がありながら、耐震、小中学校の耐震問題とか、公営住宅の耐震問題、そういった部分が同時に緊急的にやっていけるのか、そこら順序の計画はあるのか、そこら辺を1点伺います。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

行財政改革に伴います、いわゆる財政シミュレーションこれにつきましては、毎年度見直しをしながら、皆さん方にご説明をして今後の財政運営それから行政運営をやっていこうというふうにしております。したがって、議員、ご指摘の件につきましては、今年度の決算を踏まえまして、なおかつ競艇事業の推進状況も踏まえまして、一応町内では8月中くらいにはまとめた、なおかつ、議会の皆さんにつきましては、9月早々には、お示しをしたいとこのように考えて、今運営をしておるところです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。ないようですから、議案第51号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第11、議案第52号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第52号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第12、議案第53号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第53号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第13、議案第54号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第54号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第14、議案第55号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第55号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第15、議案第56号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第56号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第16、議案第57号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第57号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第17、議案第58号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第58号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第18、議案第59号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第59号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第19、議案第60号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

議案第60号の専決処分について税条例の一部改正についてですが、ページ37ページの一番下、第47条給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰り入れからページ39の第

47条による年金所得に係る特別徴収税等の普通徴収税額の繰り入れ、これにつきましては、年金から、個人住民税の特別徴収、年金天引き、こういった制度の導入の条例ですので、これについて質問いたします。65歳以上の公的年金受給者から個人住民税の所得税額、所得割額、年金に係る所得税率を均等割額を09年の10月から特別徴収、年金から天引きするということが、総務省によると、年金受給者のうち対象になる人は、全部で500万人から600万人、2割強になるとしています。それでは、芦屋町では、どのくらいの方がこの対象になるんでしょうか。お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 守田 俊次君

年金受給者の公的年金からの住民税の特別徴収の人数の関係でございますが、現在の年金受給者、住民税関係を納付されてる方、約2,000人弱でございますので、2割強と推定、全体的に考えております、またその関係で約500人程度というふうに考えてはおります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

わかりました。それではですね、総務省は、地方自治体の事務の効率化にメリットがあるところといったことを言ってますが、天引きになるには自治体のシステム整備が必要となります。今後の計画、これに関する財政負担がどのくらいあるのか、わかれば教えてください。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 守田 俊次君

今後の特別徴収に向けて、事務作業でございますが、システムの改修につきましては、20年度中にシステム改修を終える予定にはしておりますが、現在、試算等を、幾らの経費になるかといったところにつきましては、委託しております行政システムの方に算出をお願いするように現在予定をしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

わかりました。この制度これは国の条例改正からして、当芦屋町でも税制条例を改正しなきゃ

いけないということで、そういった状況なんですけど、ただ国の法律で決まったから何でもつくっていいんだろうかというふうに私は思うんですね。既に年金からは、その所得税、源泉徴収分、それから介護保険料、そして、今度4月からは国民健康保険料と後期高齢者医療保険、これはもうすでに決定してます。こういった本人の意向を踏まえないで、年金から徴収、天引きする、こういったことに関しまして、年金を主たる収入にしてる受給者では本当に大きな怒りを持ってます。当然、税金を納めるということは、やはり義務ですから、それは行わなければいけません。しかし、本人の意向も踏まえずに、一方的に実施していくという、これに対して私はやはり、容認はどうなんだというふう思います。当然、年金を主たる収入にしている人はそういった税収を引かれた後の金額で生活をしていかなきゃいけないというような、そういったふうに、年金は、いや応もなしに取られるが、生活はできないという、こういった状況が高齢者の中にこれから多く生まれてくるんじゃないかという、そういった懸念をしています。そういった点では、果たしてこれだけ高齢者の方にです、年金から何でも天引きで税を引いてしまうという、こういった方法がこれからあっていいのかということ、私は、懸念するんですけど、そういった点では、町長は、どういうふうにお考えですか。

○議長 横尾 武志君

川上議員、一般質問ですか。質疑をお願いします。（「一般質問ですね」と呼ぶ者あり）

○議員 7番 川上 誠一君

すみません。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第60号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第20、報告第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第2号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第21、報告第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第3号についての質疑を打ち切ります。

以上で、質疑は終わります。

お諮りします。日程第3、議案第44号から、日程第19、議案第60号までの各議案については、別紙のとおりそれぞれの常任委員会に審査を付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

本日は、これをもって散会といたします。

なお、一般質問の通告は、本日の午後3時までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。
長時間お疲れさまでした。

午前11時05分散会
